

M&I 生活設計と資産運用

もしものホーム法務

深刻な相続争い
遺言書は兄が偽造？

母を亡くしたAさんは兄が突然、持ち出してきた母の自筆だという遺言に驚いた。相続人は兄弟2人だけなのに財産をほぼすべて兄に渡す内容だったからだ。生前、母は「何事も兄弟平等」と話していたし、遺言を残したという話もAさんは聞いていない。「遺言は兄の偽造なのでは…」という疑いがぬぐえない。どうすればいいのだろう。

遺言には主に2種類の形式があります。このうち公正証書遺言は、公証役場において専門家が本人確認や証人の立ち会いなどを経て作成し、厳格に保管するため、偽造が疑われることはありません。一方、1人でいつでも自

由につくることができ、保管場所を問わないのが自筆証書遺言です。日付や氏名を含めて、全文を自筆で書いて押印するなどの要件があります。しかし悪意があれば本人を装って書くことは可能です。財産を多く相続するような内容に偽造したと疑われるケースは実際にあります。

偽造とまでは言えないものの不正な方法で遺言が作られることもあります。例えば強迫により遺言者の本意ではない内容を書かされることです。Aさんの例では遺言内容が著しく兄に有利なことから、兄が母に強要した可能性が疑われます。認知症などで物事をきちんと判断する能力を欠く人が遺言を書いた場合も、無効となります。

有効か無効か、地裁が判断

自筆証書遺言はこんな理由で無効になる
無効を訴える方法

偽造～ 本人以外が書いた	筆跡の鑑定。遺言内容が整合性を欠くことの主張
真意でない～ 強迫・強要により書かれた	遺言内容が整合性を欠くことの主張
能力欠如～ 認知症などで判断能力がないなかで書いた	診察記録などの証拠提示。遺言内容が整合性を欠くことの主張
不備～ 定められた形式で書かれてない	全文、日付、氏名は自筆で書く、押印があること、要件を欠くことの主張

(注)三平聡史弁護士への取材を基に作成

通常、相続など家族内でのめ事は当事者間で解決できなければ家庭裁判所へ持ち込まれます。裁判所が間に入って解決を目指す調停などを経てもだめならどうでしょう。

遺言について「有効か、無効かについては地方裁判所で争われる」と弁護士三平聡史さんは話します。

「話し合えないことが明確な場合などは最初から地裁での訴訟になることもある」という。いざ裁判になったとき、Aさんは遺言が偽造であることをどのように主張すればいいでしょう。

まず考えられるのは、遺言の筆跡が母のものではないという指摘です。遺言と考えるのは、生前、母と身近に接していた人らに証言してもらうことが考えられます。もし偽造と認められ、遺言が無効となるとその後、相続はどうなるでしょう。無効となった遺言以外に遺言がないなら法定相続分で分けることになりま

9